

在宅医療連携強化事業 在宅医連携体制構築のための検討会 事業概要

岐阜県医師会が、地域医師会或いは地域医師会が適当であると認めた者が実施する在宅医連携体制構築に係る検討会に対して、開催経費を補助します。

1. 検討会実施期間

平成30年7月2日（月）～平成31年2月28日（木）

※上記期間内に検討会を実施してください。

2. 対象者（事業実施者）

- 1) 地域医師会長
- 2) 地域医師会長が推薦する団体又は個人

3. 検討会等の内容

対象とする検討会等は、在宅医療を実施する複数医師（医療機関）の連携を検討することをテーマとした検討会、研修会、勉強会または医師とその他の専門職との連携強化を図るための検討会とし、以下の条件を満たすことである。

4. 参加者の条件

- ・医師2名以上と訪問看護師1名以上は必ず参加し、連携のテーマに係る以下の専門職のいずれかの参加が必要です。

（歯科医師、看護師、MSW、薬剤師、栄養士、介護職等）

※ただし、医師については医療機関が同一（同一法人等、特別な関係を含む）である場合は、この事業の対象とはなりません。

5. 検討するテーマについて

- 1) 地域における在宅医療を実施する複数医師（医療機関）の連携体制の構築のための課題抽出や解決のための検討会

【テーマ案】

- ①グループ化について
- ②主治医・副主治医制について
- ③看取り輪番制について
- ④医療機関間の連携（診診連携、病診連携）について
- ⑤緊急時におけるバックアップ体制の構築について

2) 地域において在宅医療を実施する医療機関の裾野を広げるための検討会

【テーマ案】

1、新規在宅医連携グループについての検討

1-1 新規に在宅医療を実践する開業医同士の連携グループを作るための検討会

2、既存の在宅医連携グループ

2-1 新規メンバー加入に関する課題を検討する

2-2 連携グループのアピールポイント。

病院、ケアマネへの情報提供法

2-3 ICTを利用した連携

2-4 症例検討並びに休日のバックアップ体制

2-5 訪問看護師との連携

3) その他、岐阜県医師会が適当と認める内容の検討会等

6. 実施方法について

1) 事業実施者は、在宅医連携体制構築に係る検討会等の開催2週間前までに、検討会実施計画書（様式1）を岐阜県医師会に提出する。

2) 岐阜県医師会は、提出された検討会実施計画書を本会で協議し、内容について審査し、承認された計画については、実施者に通知する。（様式2）

3) 事業実施者は、検討会終了後1週間以内に、検討会実施報告書（様式3）を岐阜県医師会に提出する。

※検討会での意見、課題、成果、効果、連携体制の構築の可能性等を報告書としてまとめる。

4) 岐阜県医師会は、検討会実施報告書の受領後、経費の支払をする。

7. 経費について

1) 対象経費

・研修実施に必要な旅費、謝金、消耗品費、通信運搬費、賃金、会議費

2) 基準額 1団体につき上限20万円（ただし、1回の検討会につき10万円まで）

8. 留意点

予算の上限に達した時点で本事業は終了する。